

この仕様書は企画提案書作成用であり、事業の実施に係る要求水準を示すものである。プロポーザル審査会実施後、委託者は契約候補者と協議を行い、双方の合意が図られた場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

別紙 1

旅行予約サイト等を活用したツアープランコンテスト実施業務 仕様書

1 業務名

令和 8 年度 観文観委第 26 号

旅行予約サイト等を活用したツアープランコンテスト実施業務（以下「本業務」という。）

2 本業務の目的

訪日客は 2025 年に過去最多の約 4,200 万人に達するなど増加傾向にあるが、静岡市（以下「本市」という）では外国人延べ宿泊者数が約 18 万人（市内全体の 7%）に留まり、十分に取
り込めていない。そこで、台湾等からの来訪者の増加に向けて、本市に対する認知・関心を高
めるとともに、本市を訪れた方の口コミの増加・拡散を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）とする。

4 業務内容

以下の業務を実施することとする。なお、事業を実施するにあたり、必要な経費はすべて委
託料に含めることとする。

(1) 旅行予約サイト等を活用したツアープランコンテストの実施

① ツアープランコンテストの開催

ア 目 的 台湾等の訪日旅行関心層に、ツアープランの検討・提案を通じて本市へ
の理解・関心を高めてもらうとともに、現地で人気のツアープランや傾
向を把握し、効果的な情報発信へつなげる。

イ 内 容 ユーザーが魅力的な静岡市ツアープランを提案し、その中から静岡市へ
の旅行意欲を高める優秀なツアープランを選定するコンテストを開催
する。

ウ 開催方法 旅行予約サイト等の内部に特設ページを開設し、本市の魅力ある観光情
報の紹介及びコンテストの募集告知を発信する。

エ テ ー マ ツアープランコンテストの募集テーマは下記 2 つのテーマとする。

I. お茶ツーリズム（お茶関連コンテンツを軸としたプラン）

II. ガストロノミーツーリズム（本市ならではの食関連コンテンツを軸
としたプラン）

オ ターゲット 地方都市への訪問が期待できる訪日リピーターとし、受託者は、詳細な
属性について、本市の特性やテーマを踏まえて提案すること。（プロポ
ーザルの資料に記載することが望ましい）

カ 募集告知 ・コンテストについて台湾等の訪日旅行関心層に向けて周知を行う。
・使用媒体のユーザー向けに効果的な周知を行う。周知方法は電子メー
ルの一斉送信、アプリでのプッシュ通知等を想定し、開封率やインプ
レッション数の高い方法とする。

- ・外部 SNS、アプリケーション、ウェブサイト上で効果的な周知を行う。
 - ・発信する媒体は台湾等の訪日旅行関心層が旅行計画時に活用する媒体とし、インプレッション数の高い方法とする。
- キ 選 考
- ・応募されたツアープランの中から、最優秀賞 1 点、優秀賞 6 点（各テーマ 3 点ずつ）を選考する。
 - ・1 次選考として、受託者は各テーマ 20 点程度に候補を絞り込み、委託者と協議の上で各テーマ 10 点程度を選考する。
 - ・最終選考の方法は、選考過程を通じたユーザーへのプロモーションや人気のコンテンツなどの傾向把握、選考にあたっての時間的及び経済的な効率も考慮して、受託者が提案すること。ユーザーによる人気投票等の場合は、投票数を増加させるための取組や不正投票の防止措置を講じること。（プロポーザルの資料に記載することが望ましい。）
- ク 賞 品
- ・数量 最優秀賞 1 名分、優秀賞 6 名分
 - ・内容 最優秀賞…本市までの交通費及び本市市内の宿泊費航空運賃（エコノミークラス、使用する空港は羽田、成田、セントレア）、本市までの交通費（東京又は名古屋から静岡までの新幹線代相当額）、市内宿泊費 1 泊分
優秀賞…本市特産品等 5,000 円相当分
静岡市の特産品の中から、委託者と協議の上選定すること。
 - ・手配 受託者において実施すること。
 - ・配送 受託者において実施すること。
- ケ そ の 他
- ・旅行予約サイト等は、台湾等の訪日旅行関心層が多数利用する、発信力の高いものを使用すること。
 - ・コンテストの応募数は 400 件以上を目標に取り組みこととし、少なくとも 200 件程度の確保に努めること。なお、応募数は目標値であり、達成を保証するものではないが、達成に向けた合理的な取組を行うこと。
 - ・コンテストの応募対象者について、静岡市への訪問経験の有無は問わず、広く対象とする。
 - ・コンテスト開催までの準備期間は、契約締結後 6 週間程度を想定している。
- ②インフルエンサーを活用した優秀なツアープランの情報発信
- ア 目 的
- ・①にて選ばれた優秀なツアープランを台湾等の訪日旅行関心層へ周知し、本市への誘客を促進するべく、インフルエンサーを活用した情報発信を行う。
- イ 内 容
- ・台湾等の訪日旅行関心層に対して訴求力が高いインフルエンサーを活用し、①のコンテストにて選定された本市の旅行プランを発信する。
- ウ 発信内容
- ・発信内容は①のコンテストにて選定された本市の旅行プランとするが、委託者と協議の上、一部を変更することは可能とする。
- エ 発信方法
- ・訪日旅行関心層に対し効果的に周知ができる方法で実施すること。
- オ そ の 他
- ・選定したインフルエンサーは、①の募集告知やプラン選定に関わってもらうことを想定しているため、コンテスト開始前までに複数候補を委託者に提案し、委託者と協議の上選定後、調整すること。（複数候補

はプロポーザル資料に記載すること)

- ・発信時は、本市観光情報ウェブサイトのリンクをコメント欄や概要説明に記載し、本市へ関心を持った訪日旅行関心層が円滑に観光情報の収集ができる導線を構築すること。

(2) 本業務に関連するデータの分析・報告

台湾等の訪日旅行関心層の本市の観光に関する口コミと、(1)を実施したことにより得た口コミデータを分析し、台湾等の訪日関心層に訴求できる観光コンテンツの動向・効果的な発信方法、静岡市に訪問した観光客の動向、口コミの波及効果等の分析を行い、後述する成果報告書にて報告すること。

(3) 成果報告書等の提出

事業完了後、遅滞なく、活動の成果、課題及び次年度に向けた戦略をまとめた事業実施報告書を作成し、提出すること。成果物はPDFで提出すること。なお、事業実施報告書の内容については事前に本市の承認を受けること。

(4) 共通事項

- 各事業者から問い合わせがあった際には迅速かつ丁寧に対応すること。
- 全体の事業の進捗を管理すること。また、提案書にはスケジュール（市への進捗状況報告のタイミング等も含む）を明記すること。
- 各業務内容について、自由提案による内容の追加を認める。
- 本事業で作成した提案書及び報告書の著作権は委託者とする。
- 本事業の履行については日本及び台湾等地域の関係法令、条例及び規則等を十分に遵守するとともに、ステルスマーケティング対策として必要な表示を行うこととし、問題が生じた場合は、受託者において対応すること。

5 第三者委託

本事業の全部若しくは一部の実施について、第三者への再委託はできない。ただし、委託者の承認を受けた場合は、この限りではない。